

一般社団法人岩手県理学療法士会

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県理学療法士会(以下「本会」という)の用務により、移動・旅行する会員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 会員が本会の用務で移動・旅行した場合に、旅費を支給する。

- 2 用務に含まれる範囲は、本会主催事業及び会議並びに行政機関・関係団体等の委託事業・派遣事業及び会議とする。
- 3 派遣される人数は、会議日程及び実務を考慮し最低必要数とする。
- 4 派遣される期間は、移動方法を考慮し最低必要期間とする。
- 5 旅費は、本会用務で移動・旅行した場合において、派遣される会員から申請を受け、事務局長の承認をもって支給する。
- 6 本会主催以外の事業・会議で主催団体からの報酬・旅費等の支給がある場合、支給額が本会規程基準額より下回り見合わないとは判断されたとき、その範囲において差額金額を支給する。

(旅費の内容)

第3条 旅費の種類は、交通費・駐車料金・宿泊費・日当とする。

(交通費・駐車料金の支給)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により移動・旅行した場合の計算により支給する。

- 2 公共交通機関による移動及び自家用車利用による移動の場合、別表「旅費交通費基準表」の範囲で支給する。
- 3 やむを得ない事情でタクシーを利用する場合は、最低必要限とし、必ず領収書を提出する。

(宿泊費の支給)

第5条 用務上宿泊が必要な場合には、領収書をもって実費支給とする。

- 2 宿泊費は、別表「旅費交通費基準表」の範囲で支給する。
- 3 宿泊費支給範囲内において朝食代を含めることができる。

(日当の支給)

第6条 日当は、本会主催事業・会議及び行政団体・関係団体からの委託事業・派遣事業・会議に参加した場合に支給する。

2 日当は、別表「旅費交通費基準」の範囲で支給する。

(各種領収書の扱い)

第7条 新幹線・飛行機・船舶・駐車料金・タクシー乗車賃・宿泊費においては、領収書を必要とする。やむを得ない事情あって領収書が発行できない場合は、交通費にあつては最も経済的な料金、宿泊費には、5,000円を上限として支給する。

(雑則)

第8条 自家用車利用による移動において事故が発生した場合、会員の怪我に対しては傷害保険を適応する。それ以外は、個人の自動車保険にて対応するものとする。

(規則への委任)

第9条 この規則によらない旅費に関する事項は、事務局長が定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- 1 この規則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則は平成19年4月18日から施行する。
- 3 この規則は平成20年2月1日から施行する。
- 4 この規則は平成30年12月22日から施行する。

旅費交通費基準表

2018年12月22日確定版

科 目		要 件		金額	領収書必要有無	
公共交通機関利用	鉄道	片道60km未満	普通乗車券	実費	無	
		片道60km以上400km未満	普通乗車券、新幹線特急券	実費	有り	
		片道400km以上	普通乗車券、新幹線特急券、航空運賃	実費	有り	
	バス	路線バス		実費	無	
		長距離バス		実費	有り	
	船			実費	有り	
自家用車利用	車賃	片道5km未満	1km25円	実費	無	
		5km以上	1km25円	実費	無	
		高速料金	片道20km以上 実費	実費	無	
		駐車料金	1日あたり上限1,000円	実費	有り	
		※ 原則として職場から会場までの距離を支給する。 ※ 宿泊に伴う駐車料金は、別に定める。				
タクシー				実費	有り	
宿泊	東京都、横浜市	1泊 14,000円以内		実費	有り	
	名古屋市、大阪府、神戸市、福岡市	1泊 12,000円以内		実費	有り	
	上記都市以外	1泊 9,000円以内		実費	有り	
	宿泊に伴う駐車料金	1泊 1,000円以内		実費	有り	
	※ 宿泊費支給範囲内において、朝食代を含めることができる。					
日当	本会事業参加	1日あたり1時間から2時間		2,000円		
		1日あたり2時間から4時間		3,000円		
		1日あたり4時間から6時間		4,000円		
		1日あたり6時間から8時間		5,000円		
		1日あたり8時間以上		6,000円		
	本会会議出席	1日あたり1時間から4時間		1,000円		
		1日あたり4時間から8時間		2,000円		
	※ 本会会議以外の日当は、提示金額より源泉徴収料を差し引いた金額を支給する。 ※ 本会会議参加の日当は、提示金額別に源泉徴収料を徴収する。 ※ 事業・会議参加に伴う交通費・宿泊費は、日当とは別に定める交通費基準に基づいて支給する。					
	委託・派遣事業参加及び 部委託会議出席	外	1日あたり2時間まで		3,500円	
			1日あたり2時間から4時間		7,000円	
		1日あたり4時間から6時間		10,500円		
		1日あたり6時間から8時間		14,000円		
※ 本会以外の行政機関・関係団体から支払われる報酬・旅費等がある場合、本会が定める基準より下回り見合わない判断されたとき、事務局に申し出を行い、所定の手続きを行うことによって、本会より差額金額を支給する。						
提出書類と手続き		会議・出張共に 会員個人から様式1「旅費支払申請書」提出による申請を行い、事務局長の承認をもって支給する。			支払は原則振込とする。	